

○大崎地域広域行政事務組合議会傍聴規則

平成 25 年 3 月 26 日

議会規則第 1 号

大崎地域広域行政事務組合議会傍聴人取締規則(昭和 46 年大崎地域広域行政事務組合議会規則第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴人の制限)

第 3 条 傍聴席に余裕がないときは人員を制限することができる。

(傍聴の届出)

第 4 条 議会の議事を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に自署しなければならない。

2 報道関係者にあつては、前項に定める事項のほか、報道機関の名称及び勤務地を記載しなければならない。

3 議長が特に必要と認めるときは、傍聴券を交付することができる。

(傍聴の禁止)

第 5 条 議会の議事を傍聴しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、傍聴席への入場を禁止する。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者(第 7 条の規定により議長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

- 2 議長は、必要と認めるときは、議会の議事を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(令6 議会規則2・一部改正)

(議場への入場の禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(令6 議会規則2・一部改正)

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月26日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。